

ECFA 第 2 段階のサービス業開放項目		
	項目	内容
中国側	専用デザインサービス業	台湾企業が中国大陆で合資、合作もしくは独資で設計企業を設立することを許可する。
	病院サービス業	台湾企業が中国大陆で合資、合作で病院を設立することを許可する。また上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省における独資病院設立を許可する。
	航空機メンテナンスサービス業	台湾企業が中国大陆で独資もしくは合資で航空機メンテナンス企業を設立することを許可する。
	銀行業	中国大陆で 1 年以上代表処を設立した台湾の銀行支店設立を許可する。
		支店運営期間が 1 年かつ黒字の場合、人民元決済サービスを提供できる。
		中国大陆で設立年数が 2 年以上でありかつ申請前の 1 年が黒字の場合、人民元決済サービスを提供できる。
台湾側	保険業	台湾の保険企業が合併により資本参加し、かつ 532 規定に達すれば、中国大陆市場に参入できる。 (532 規定とは、グループ総資産 50 億ドル以上、経営年数 30 年以上、かつ中国大陆で代表処経営 2 年以上)
	証券・先物業	早期に台湾の証券取引所・先物取引所を「中国合格境内機構投資者」(QDII)、投資金融デリバティブの取引所リストに含ませる。また従業員の関連資格申請プロセスを簡略する。
	特製品デザインサービス業	中国大陆の室内設計・工業設計以外の専門デザインサービス業において台湾で独資・合資等による会社設立、サービス提供を許可する。例：服装、ジュエリー。
	展覧会サービス業	中国企業および展示会関連団体が台湾の展示会企業または商工会議所と共同で展示会を開催することを許可する。
	スポーツ・レジャーサービス業	中国大陆のサービス提供者が台湾で独資、合資、合同および支店の設立等によりスポーツ・レジャーサービスの提供を許可する。例：専門試合の開催。
	銀行業	許可を得て台湾で代表処を設立し 1 年以上経営する銀行（中国資本）の台湾支店申請を許可する。